

Title	日本占領下・中国共産党治下(1931年～1949年)における中国の体育とスポーツ
Sub Title	Physical education and sports in China during the years under Japanese occupation and administration of Chinese communists(1931～1949)
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1976
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.16, No.1 (1976. 12) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00160001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本占領下・中国共産党治下(1931年～1949年) における中国の体育とスポーツ

笹 島 恒 輔*

1. は じ め
2. 日本占領下・中国共産党治下の社会情勢
3. 日本占領下の教育
4. 中国共産党治下の教育
5. 日本占領下の体育とスポーツ
6. 中国共産党治下の体育とスポーツ
7. む す び

1. は じ め

体育研究所紀要第1号～第15号にかけて清朝末期から現在に至る中国の体育・スポーツについて述べてきたが、その間触れなくてはならないと思いつながら原資料の入手困難なために手をつけることの出来なかったのは中華民国政府と対立して存在していた日華事変から太平洋戦争の期間日本占領下の正統国民政府、中国共産党指導下の中華ソビエト共和国臨時政府、辺区、解放区における体育とスポーツである。

日本占領下のかいらい政権は、太平洋戦争に日本が敗れたことにより消滅してしまい、中華ソビエト共和国臨時政府は国民政府の5次にわたる攻撃に持ちこたえることが出来ず、1934年10月に根拠地を放棄しており、辺区、解放区は現在の中華人民共和国につながるものであるとはいえ、太平洋戦争後の国民党と共産党の内戦の時期に、一時優勢を示した中国国民党軍によって中国共産党の本拠地延安も占領されてしまったので、これらの政権に関する資料は亡失するか、国民政府の手中に落ちたと考えられる。その国民政府も国共内戦に敗れて1949年12月に台湾省に移転している。台湾移転に際して多くの資料を焼却したと伝えられている。もし資料が台湾に移されたとしても、彼等の言う偽政権に関する資料が公開されるとは現在のところ考えられない。

このような事情から、本論は資料の不足から孫引によっている所も多いのである。

* 慶應義塾大学体育研究所教授

日本は9の省を占領したというものの全面的に占領していたのではなく、点と線を占領していたにすぎないし、共産党治下の辺区、解放区も国民党軍の包囲下にあり、一部は日本軍の攻撃を受けていた。このような状況下におかれていたので、諸般の事情から十分な体育・スポーツを実施することは不可能であったであろうと考えられる。

日本占領下については体育研究所紀要第2号、辺区、解放区については体育研究所紀要第4号⁽¹⁾で論述の必要上僅かに触れてはいるが、それは概説にすぎないのである。本論は入手可能な資料⁽²⁾により、日本占領下並びに辺区、解放区の体育・スポーツについて述べるものである。

注 (1) 体育研究所紀要第2巻第1号(通巻第2号), 25~30頁。

(2) 体育研究所紀要第4巻第1号(通巻第4号), 12~13頁。

2. 日本占領下・中国共産党治下の社会情勢

(1) 日本占領下

1937年7月7日北京郊外蘆溝橋で起こった発砲事件により日華事変が起こり、日本軍は7月末北京・天津を占領し、8月13日には上海に進撃した。国民政府は抗日を声明し、共産軍を改編して第八路軍とし、9月23日に抗日民族統一戦線が結成された。日本軍の進撃は急で、11月に上海、12月に南京を占領し、その後も厦門、徐州、武昌、漢口、広東と破竹の進撃を続け、国民政府は南京から漢口(1937年12月)へ、ついで重慶(1938年10月)へと逃れた。

国民政府の奥地への移転にともない、日本占領下の華北には北京に1937年12月14日に臨時政府が、華中には1938年3月28日に維新政府が成立した。しかしこれらは完全な日本軍のかいらいで、まったく無力な存在であった。そこで旧制度の温存を望む国民党右派に目をつけ1938年12月、抗戦の前途を見限った汪兆銘を重慶から脱出させることに成功し、汪を主班とする国民政府を1940年3月に南京に成立させ、臨時・維新の両政府を統一した。しかしこれも完全な日本のかいらい政権であった。

日本の占領下に河北・山東・山西・河南・江蘇・湖北・安徽・浙江・広東の諸省が入ったが、全省をその勢力下に入れたのではなく、僅かに大都市を含む点と線を占領したか、省の一部を占領していたにすぎなかった。

太平洋戦争において日本が守勢にたった昭和17年後半から、その頹勢を挽回するために中国からの優秀兵団の南方への抽出が続き、中国での日本の兵力は低下してゆき、それにとともに占領地、点と線の確保も困難となって行った。日本軍の勢力の後退した所には共産党が進出していった。

その間の事情について防衛庁戦史に「北支那方面軍は、昭和19年4月京漢作戦の計画指導に当たり、6月同作戦の終了とともに進攻兵力（北支那方面軍の約半分）の主力を河南省新占拠地の確保に任じさせ、一部を急ぎ原態勢に復帰させ、7月末にはおおむね方面軍の新態勢を確立したのであった。折から、全般戦局の悪化による社会民心の不安は治安の悪化をもたらし、このころ盛んに増勢されてきた共産軍の進出とともに、逐次治安警備の困難さを加えてきていた。北支占拠地域の治安は、昭和16、7年著しく成果を向上していたが、大東亜戦争以後逐次の優秀兵団の南方転用に伴い素質の低下、経験の不足等による治安警備力の低下はいなめない実情であった。特に京漢作戦終了後には、有力な部隊を河南省新占拠地域に配することにより、従来の占拠地域に配置する兵力の著減とともに、特に着意を要するところであった。昭和20年初頭北支那方面軍の治安警備兵力は総計125コ大隊（北特警10コ大隊を含む）で、大東亜戦争開戦時の132コ大隊に比し大差はない。ただ大東亜戦争前から引き続き治安警備に任じている部隊は、その約半数の53コ大隊に過ぎず、他はいずれも新設兵団に属し治安警備の体験に乏しいものである。これを総括すれば、占拠地域である3特別市（北京、天津、青島）400県に対し、1コ大隊で4県平均を担当するものである。その細部は、治安良好と見られるものは3特別市を除いて7県（1.4%に該当）に過ぎず、さらにほとんど配兵なく共産側の蠢動に委さざるを得ないとみなされるもの139県（31.5%に該当）を算し、全体の66.9%に該当する295県（華北政務委員会直轄行政区の4県を含む）は、前2者の中間に属しているのである。これらは占拠の実体により浮動が甚だしく、行政力の滲透も十分でないものが多く、その大部はおおむね県城を中心に若干の郷村に分駐しているだけで、民心は特に共産側に傾くものが多いという実情であった。」⁽³⁾とある。

大隊数については大差はないというもののその内容の差は甚だしく、新設兵団の内容は南方に転用された兵団に比較して数段劣っていた。防衛庁戦史にも、当時の事情から優秀者の編入は期待出来ず、初年兵はとにかく古年次兵になるに従って、質が低下していった。編成にあたり「要員の一部充足せざるも完結とみなす」とのことで、相当の欠員のままの部隊もあつた。⁽⁴⁾とある。また、新設兵団の下級将校はほとんどが幹部候補生出身者か召集者であつた。

華北地区の日本軍は昭和14年初頭までは甲編成の進攻作戦師団（聯隊編成）であつたが、昭和14年後半からは乙編成師団（聯隊編成）となり、昭和20年には独立歩兵大隊を基幹とする丙編成師団と丁編成師団（治安専門、兵力は甲の1/2）のみとなつた。

兵力の低下にもなつて治安も悪化し、筆者の属していた山西省駐屯第114師団独立歩兵200大隊の警備地区では昭和20年には通信線は総て切断され、連絡は無線によるのみであつた。

(2) 中国共産党地区

中国共産党は、1927年7月に第1次国共合作を解消して国民党と袂を分かったが、1927年11月に広東省に海陸豊ソビエト地区をつくり、1928年に江西省ではじめて紅軍を組織し、江西、湖南、湖北を中心に6万の紅軍と9つのソビエト政権(紅色政権)をもつにいたった。1931年11月には、これを統一的な組織に結成し、江西省瑞金に毛沢東を主席とする中華ソビエト共和国臨時政府を樹立した。

国民政府はこれらのソビエト区に対して、1930年末より数次にわたる攻撃をくわえたが、1934年10月に始まった第5次攻撃をささえることが出来なくなった共産軍は瑞金をすて、その主力は西方に移動をはじめ、広東・湖南・広西・貴州・雲南・西康・四川・甘粛の各省を経て、1935年10月に陝西省北部に達し新首都を定めた。

国民党は共産党攻撃の方針はかえなかったが、1936年12月12日に張学良および楊虎城により西安滞在中の蔣介石を監禁して内戦の停止と共同抗日の実行とを要求した「西安事件」が起こり、蔣が中共代表周恩来の斡旋をいれてこの要求を受諾し、さらに翌1937年7月7日日華事変が発生するにおよんで、国共合作にもとづく抗日民族統一戦線の結成をみることになった。

1937年8月に国民政府は紅軍を八路軍として改編し、陝西のソビエト区を陝甘寧辺区として認めたので延安に辺区政府が成立した。しかし、共産党勢力の発展は蔣介石に非常な不安をあたえた。かれは、1938年10月の武漢陥落以後は統一戦線を維持しつつしばしば反共作戦を展開していたが、1941年1月ついに顧祝同軍をして安徽省南部の新四軍司令部を急襲させ、これに全滅的打撃をあたえるにいたった。「新四軍事件」といわれるものがこれである。さらに蔣は1943年5月頃から胡宗南軍を主力とする国民党軍をもって陝北地区を包囲し、終戦までその包囲態勢をとかなかった。

国民党のこの動きは、1941年に開始された日本軍の抗日根拠地に対する激しい攻撃と相まって国共関係を悪化させ共産党に重大な損害をあたえた。

共産党は困難を乗り越えて党の強化発展と拡大に努めたので、太平洋戦争の終結した1945年8月には黨員121万、正規軍90万、民兵250万を算し、大小辺区政府18を数えるまでに発展した。

(5) 1945年8月、日本の敗戦により太平洋戦争は終結し、1937年7月の日華事変以来の日本の中国占領は終わった。この旧日本軍支配地域の接收をめぐって国民党と共産党の争いが激化した。共産党は解放区を拡大し中国民族の全面解放をはかったが、国民政府はアメリカの軍事援助のもとに旧日本軍支配地域を掌握し、共産党の指導する解放区の消滅を企てた。しかし、アメリカの調停により国共の停戦がなり、1946年1月に重慶で政治協商会議が開催され、中国の統一政府樹立を決議した。しかし、同年3月以降、国・共関係は再び悪化し、翌1947年1月に国民

党は単独で憲法を公布した。

1947年3月には米国の調停打切りにともなって国民政府により国共間の交渉は完全に断ち切られてしまった。この頃から7月頃までは国民党の軍事的昂揚期であり、3月19日には延安が陥落した。

中国共産党はこの間に着実に反攻の準備をととのえ、同年夏頃から形勢が逆転し、共産軍は次第に各地を占領し、1948年末には満州全土を手中に収め、1949年1月に北京・天津を占領した。蒋介石は1月11日に下野を声明し、李宗仁が総統代理となった。

共産軍は4月11日に揚子江を渡河し、南京、上海をはじめきわめて短期間に全中国本土を制圧し、1949年10月1日に中華人民共和国を成立させた。その間、国民政府は4月広東、10月重慶、つづいて成都と遷都し、1949年12月9日に台湾省に移った。⁽⁶⁾

注 (3) 防衛庁防衛研修所戦史室著「昭和二十年の支那派遣軍(1)三月まで」(昭和46年)、朝雲新聞社、404～405頁。

(4) 前掲(3)書、429頁。

(5) 石川忠雄著「中国共産黨史研究」(昭和34年)、慶應通信、9～15頁。

(6) 石川忠雄著「中国政治史講義案」(昭和39年)、慶應通信、122～128頁。

3. 日本占領下の教育

学校教育は為政者の方針によって変更されるものである。日本占領下に成立したかいらい政権の華北の臨時政府(1937年12月1日成立)、華中の維新政府(1938年3月28日成立)はともに新たな教育方針を打ち出したのである。

1938年3月臨時政府は四大教育原則を教育の根本方針と決定した。

四大教育原則とは、

1. 党化排日教育の絶滅。
2. 親日満思想の徹底。
3. 防共精神の普及。
4. 新民主主義の養成。

である。

学校制度に関しては臨時政府の成立宣言に抵触する部分を除いて民国学校法(1929年)をとりあえず採用したが、公民科を修身科とし、総ての学校で日本語を必修とした。⁽⁷⁾

維新政府は、1938年3月28日に「中華民国維新政府政綱」を公布した。「中華民国維新政府政綱」第7条は「中国固有の道德文化を本となし、世界の科学知識を吸収し、以って理智精

粹，体力強健なる国民を養成し，従前の矯激なる教育，怪奇なる学説を根本的に廓清する。」
というもので，教育宗旨にあたるものであり，国民政府の党化排日教育を排撃している。

同年5月25日に教育部長陳羣は，「根本方針としては，東西固有文化の発展を計ると共に，世界の科学智識を吸収し採択して，思想の健全化に努め，また体育の向上に努力する。」と述べている。

学制は小学，中学，大学の3段階に分け，小学校は初級4年，高級2年の6年とし，中学校は従前の初級中学校3年，高級中学校3年を区別を設けずに5年とし，日本語と英語を必修とした。

⁽⁸⁾
臨時，維新両政府ともに戦乱により荒廃した学校の復旧に努めたがその復旧は容易ではなかった。戦場とならなかった北京，天津の小学校も1938年に北京で8割，天津で9割の復旧であるので，戦場となった地域，治安の安定していない地域の復旧ははるかに低い率であったろうと考えられる。

1938年7月には北京市立の中学校5校，女子中学校2校，小学校9校，簡易小学校32校，短期小学校185校となっていた。

維新政府治下の江蘇，浙江，安徽の3省では1939年7月の小学校数658校，児童数121,987名，同年11月の中学校数は59校，生徒数は10,308名と発表されていた。⁽⁹⁾

1940年3月30日に汪兆銘を主班とする国民政府（以下汪政権と称する）が南京に成立し，臨時，維新両政府は解散した。

汪政権は「国民政府政綱」を定めたが，その第10条は教育について定めていた。

それは，「反共和平建国を以って教育の一大方針と為し，科学教育の重大性を提唱し，あらゆる輕佻浮薄な従来の学風を一掃しなくてはならない。」というものである。

学校制度も「民国学校法」の学制にもどした。⁽¹⁰⁾

汪政権は各学校の復旧，新設に意を注ぐとしていたが，太平洋戦争における日本の頹勢から意の如く進まなかった。

注 (7) 趙如珩著「中國教育十年」(昭和18年)，大紘書院，97～98頁，108頁。

(8) 前掲(7)書，112～113頁。

(9) 前掲(7)書，105～107頁，115頁。

(10) 前掲(7)書，127～128頁。

4. 中国共産党治下の教育

(1) 中華ソビエト共和国臨時政府

中国共産党は迷信を捨て、男女平等をうちたてる、党、国家の指導方針に従う、門閥の打破などを指導方針として打ち出していた。これは古来からの中国人の性格の改造であり、思想改造である。この思想改造は教育を通じて中華ソビエト共和国臨時政府の時代から中国共産党治下で強く推進されていたのである。

1930年の小学校の就学率は全国平均で100分之20であり、江西省では100分之7、湖北省では100分之5で、⁽¹¹⁾ 経済的に貧しい省は小学校教育も貧弱であった。

中国共産党の根拠地の設けられた所はいずれも経済的に恵まれない地域であり、そこでの就学率は全国平均以下であった。

中華ソビエト共和国臨時政府は、1934年1月に教育綱領を定め、教育制度を確立し、学校教育、大衆教育についての原則も確立したが、国民政府の第5次攻撃に抗しきれず、1934年11月に移動を開始したので、その教育政策を完全に実施するにはいたらなかった。

中華ソビエト共和国臨時政府が樹立される以前の中央ソビエト区では瑞金に中学校1校、高級小学校1校、郊外に小学校が1校、農村には私塾があるだけで、瑞金県全体で生徒、児童の総数は2,000人に達していなかった。⁽¹²⁾

中国共産党の指導した各ソビエト区では教育制度が確立しておらず、教育制度の整ったのは中華ソビエト共和国臨時政府が樹立されて以後である。教育制度は確立されていなかったが、各ソビエト区では文盲撲滅のための識字教育に力を注いでいた。⁽¹³⁾

1934年1月に公布された「中華ソビエト共和国憲法大綱」第12条に教育について規定していた。この憲法大綱にしたがって学校制度は定められ、ソビエト区にはどの郷にもレーニン小学校（人民小学校、労働小学校）が設立され、大きな郷になるとそれが2～3校あるところもあった。この学校制度やその教育は「中華ソビエト共和国小学校制度暫時条令」、「小学課程教則大綱」によって定められていた。⁽¹⁴⁾

江西、福建、広東の3省のうち中華ソビエト共和国臨時政府の統治下に入った村は2,932村に及んでいたが、そこにはレーニン小学校が3,052校あり、児童数は89,710人であり、また補習夜学校は6,462校あり、そこに学ぶものは94,517人であった。これらの地域では、児童の就学率は国民党時代には10%にも達していなかったのであるが、それが60%に達する様になったのである。⁽¹⁵⁾

ソビエト区はそのおかれていた状況から教材の多くは石版または謄写版刷りであった。

(2) 辺区、解放区

中国共産党の辺区の教育政策は始めは旧ソビエト区の政策がうけつがれ、「実際と結びつき」、「政治と結びつき」、「生産に結びついた」教育を目標にしていた。しかし、1939年後半から1942年にかけて一時偏向して後退してしまった。その原因をつくったのは陝甘寧辺区に大量(16)に入ってきたインテリゲンチア層であった。

共産党はこれら良心的なインテリゲンチアをむかえるために多くの学校をつくり、民族独立のための幹部養成を行なった。

共産党治下におけるインテリ層の占める比率の増大は、共産党地区に形式的に完備された教育、文化施設をもとという政策としてあらわれた。

中国共産党本部の所在した陝甘寧辺区の小学校教育についてみると、

	小学校数	小学生数
1937年春	320 校	5,600 人
1940年	1,341 校	41,458 人

となっており、中国共産党の移転してくる以前の1935年と比較すれば、小学校数で10倍以上、小学生数で20倍以上になっていた。しかし、1940年当時でも1校当りの児童数は40人以下であった。また学校は普通4年制で、6年制の完全小学校は数校に過ぎなかった。

中学校は辺区成立以前は1校に過ぎなかったが、1939年には6校、生徒数1,062名となっていた。

これらの小・中学校の学制や教科内容は1943年以前は辺区政府の学校法の規定に従っていたが、1943年の整風運動により地域の現実と結合した教育に改められていった。(17)(18)

辺区に教育を普及するための師範学校、短期教員訓練班も設けられ、幹部教育のために延安(19)に10の大学が設けられたが、これらは名は大学でも3カ月～1年半の短期教育のものであった。(20)

辺区とは1936年12月にソビエト区の名称を改めたものであり、複数の省にまたがる省境の地域の意味もあった。辺区自体が戦局の展開にともない拡大、縮小をくりかえしておりその境界も流動的であった。解放区とは日本の占領地域の農村に深くはいつてその地方の民衆を組織して日本に服さない政権をうちたてた地域である。これらの政権は正式には辺区であるが、日本の支配から解放された地区として解放区と呼ばれた。1945年以後の国共内戦の結果多くの解放区が出来たが、これらの地域を新解放区と呼び、以前の解放区を老解放区と呼ぶようになった。

老解放区は農村が主であり、また、いつ日本軍の攻撃にさらされるかわからないという状態

におかれていた。老解放区は辺区であるので辺区の教育の方針がそのまま受け入れられたと考えられるが資料の入手が出来ず詳細は不明である。

新解放区は太平洋戦争終結後共産党の治下に入った地域である。1947年3月米国の調停打ち切りにより内戦は激化したが、1947年7月頃までは国民党の軍事的昂揚期であり、3月19日には延安も陥落するというような状況であったので、新解放区のみならず辺区の中にも国民党の統治下に入ってしまった地域もあった。共産党は1947年夏頃から反攻に移り、1948年末には満州全土を手中に収め占領地域を広げてゆくのであるが、内戦を継続中のために教育どころではなく、解放区の教育についての会議が開催され、教育方針が定められたのは戦火の収まった地域からであった。

解放区の教育についての会議が開催されたのは満州の解放区に設立された東北人民政府が1947年8月に東北教育会議を開催したのが最初である。この会議は1948年3月、同年9月、1949年9月と4回開催され、幹部要員の必要より中等教育に重点を置いていた。⁽²¹⁾

1949年4月に共産軍は揚子江を渡河し華北地区の安定が確保されると、1948年8月19日に成立していた華北人民政府は1949年5月20日～6月3日北平で華北小学教育会議を開催した。この会議の結果、1949年6月15日「小学教育のいくつかの重要問題についての指示」、⁽²²⁾「華北区小学教育暫行実施辦法」が公布され、6月30日には「華北小学教師服務暫行規定」が公布された。これらは華北に適用しようとした暫定教育法令ではあるが、解放区域の拡大により施行区域を拡張し、新中国の教育政策を方向づけたものであった。なお、中等教育については華北人民政府は1948年8月20日～9月5日に華北中等教育会議を開催している。⁽²²⁾

「華北区小学教育暫行実施辦法」は、(1)実施方針、(2)学制、(3)課程、授業時数、教科書、(4)教導工作原則（指導法の原則）、(5)組織、編成、会議、(6)小学校の設置と指導。からなっており、学制は4・2制とし、初級小学校（4年）は単独で設立出来るが、高級小学校（2年）は初級小学校との併設を原則としており、これを完全小学校と称するとしている。⁽²³⁾

「華北小学教師服務暫行規定」(30條)は、(1)総則、(2)職責、(3)資格、(4)任免、(5)待遇、(6)学習、(7)考績與獎懲、(8)附則。からなっている。⁽²⁴⁾

解放区の各政府の教育方針は1949年10月1日中央人民政府の設立とともに中央人民政府の方針に統一されるのである。

注 (1) 国聯教育考察団著「中國教育之改進」(民国21年—1932年)、国立編訳館、71～72頁。
(2) 斎藤秋男・新島淳良共著「中国現代教育史」(昭和37年)、国土社、126頁。
(3) 毛沢東著「毛澤東選集第一卷」(1964年)、人民出版社、87～99頁。
(4) 前掲(12)書、127頁。
(5) 世界教育史研究会編「世界教育史大系4、中国教育史」(昭和50年)、講談社、150頁。
(6) 陝甘寧は陝西省、甘肅省、寧夏省。

日本占領下・中国共産党治下における中国の体育とスポーツ

- (17) 三風整頓ともいわれる。三風とは学風・党风・文風をいい、理論活動のやり方、党活動のやり方、文章の書き方を正しくすることをいい、党内の公式主義的傾向を批判したもので、党員の質的強化に役立った。
- (18) 前掲(12)書, 172～174頁。
- (19) 前掲(12)書, 180頁。
- (20) 山下竜三・儀我壮一郎・梅川勉共著「中国の国民生活」(昭和40年), 法律文化社, 96頁。
- (21) 多賀秋五郎著「近代中国教育史資料人民中国編」(昭和51年), 日本学術振興会, 51～53頁。
- (22) 同上。
- (23) 前掲(21)書, 905～906頁。
- (24) 前掲(21)書, 907～908頁。

5. 日本占領下の体育とスポーツ

(1) 学校体育

日本の占領直後で臨時政府の設立される以前の北京市地方維持会文化組の時代(1937年7月30日～12月15日)に学校の教科目の変更が行なわれ、体育の科目についてみると、軍事教練、童子軍を廃止してそれに代るものとして国術を実施することとし、通背・太極・形意の中の一つを選択するとした。⁽²⁵⁾

次いで臨時政府が1937年12月14日に成立すると、臨時政府教育部は1938年4月15日に中華民国臨時政府教育部訓令(令字第245号)(13条)を公布し教育実施上の処理方法を指示した。

体育については、「中小学従来の体育課程は其の名称を体育となし一切の教課は体操、運動及び国術を適宜分配すべし。」(第8条)、「童子軍は少年団と改称し団体訓練、紀律訓練及び服務精神を以て実施の目標となし軍隊式の聯合編成を廃して各校単独に処理するを原則とし某々学校少年団と称す」(第9条)と規定した。⁽²⁷⁾しかし、汪政権が成立すると高級中学校以上の学校では軍事教練が復活された。⁽²⁸⁾これらの改訂はいずれも日本の同意或いは指示によって行なわれたものである。

1938年8月24日に臨時政府は「民国学校法」の各学校令を修正公布したが、それによると体育の授業は、

小学校

1・2年—唱歌遊戯で週180分。

3～6年—体育を週150分、体育の時間の3分の1は国術に当てる。

5・6年(高級小学校)には童子軍の時間を設けることを得る。その時間は体育の時間に配当する。

初級中学校

初級中学の体育は毎週3時間とし、その内の1時間は国術とする。童子軍を実施するようになった時には体育の時間より1時間を抽出し、別に1時間を加えて週2時間童子軍の時間を設ける。

高級中学校

各学年共に週3時間、内1時間は国術。軍事教練を実施する時には体育の時間より1時間を割く。

師範学校

各学年共に週3時間、内1時間は国術。小・中学校に童子軍の授業が実施されるようになった時には体育より1時間を割き、新たに1時間の童子軍の授業を加え2時間の童子軍の授業を実施する。

また、各学校共に毎朝10分間の体操を実施する。⁽²⁹⁾
となっていた。

華中に成立した維新政府も1938年5月25日に教育に対する指示を出しているので当然体育の授業時数についても改訂を行なったであろうと推察されるが、維新政府関係の資料を入手することが出来ず詳細については不明であるが、維新政府も日本のかいらい政権であったことを考えればその教育方針は日本の同意または意向によっている筈である。そうであるとすれば、臨時政府のものと同様のものではなかったかと考えられる。

臨時・維新の両政府を吸収して1940年3月15日に成立した汪政権は「国民政府綱領」を公布し、その中で教育方針を示した。

汪政権下の学校の体育の授業（1941年6月現在）は、

小学校

1・2年—唱歌遊戯で週180分、3年—体育週120分、4年—150分、5・6年—180分。

初級中学校

各学年共に体育週2時間、童子軍週3時間、内2時間は課外とする。

高級中学校

各学年共に体育週2時間、軍事教練は1年の前期週3時間、後期週2時間、毎日1時間を朝の体操と課外運動の時間とする。

師範学校

各学年共に体育週2時間、軍事教練（女子は軍事看護）1年週3時間、毎日1時間を朝の体操と課外運動の時間とする。⁽³⁰⁾

となっていた。

臨時政府も汪政権も体育の授業についての規定を定めてはいたが、点と線を確認しているだ

けの日本占領下のかいらい政権の法令であればどこまで実施されていたか疑問である。

日本の占領地区となった地方にあった多くの体育教員養成の学校は奥地に移転したか、或いは廃校になってしまったために、これに代るものとして体育教員養成の学校を設立した。

それは、国立北京師範学院体育科（1938年3月設立）、国立北京女子師範学院体育科（1938年3月設立）（両校は1941年11月に合併し国立北京師範大学体育学部となる）、北京市立体育専門学院（1938年10月設立）、国立南京師範学校体育専攻科（1939年1月設立）である。なお、教員の講習会も行なわれた。⁽³¹⁾

(2) スポーツ

中国の体育団体は総て奥地に移転したために日本占領下に新たに体育団体が設立された。華中では1938年8月12日に新中国体育協会の発起人会を上海で開催し、宣言を發布したが、維新政府教育部はその設立を認可した。華北では新民会において華北新民体育協会を設立し華北体育運動の指導に当たって来たが、1940年10月25日に華北新民体育協会を改組して華北体育協会を設立した。⁽³²⁾⁽³³⁾⁽³⁴⁾

両団体ともにその事業として競技会の開催をあげているので、競技会が開催されたと考えられるが資料不足から詳細は不明である。しかし、かなりの指導者が奥地に移っているもので開催されたとしても低調なものであったと考えられる。また、1942年以後は日本の南方への兵力の抽出から治安が悪化しているので競技会の開催どころではなかったろうと考えられる。

華北は体育協会の主催した華北体育大会は3回（第1回1940年、第2回1941年10月天津、第3回1942年10月北京）開催され、華北都市交驩体育大会も1941年7月に青島で1回開催されている。⁽³⁵⁾

かいらい政権の対外競技は日本、満州、朝鮮に限られていた。日満華交歓競技会は第1回は1939年9月1日～3日新京、5日～6日奉天で開催され、第2回は日本の紀元2600年を記念して東亜大会の名称で1940年6月5日～9日東京、13日～16日大阪で開催され、第3回は満州建国10週年を記念して1942年8月8日～11日新京で開催された。この外に1939年9月9日～10日鮮華競技会が、1942年8月日華競技会が北京で開催されている。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾

注 25) いずれも国術の一派。

26) 興亜院華北連絡部編「北支に於ける文教の現状」（昭和16年）、興亜院華北連絡部、28頁。

27) 前掲26書、33頁。

28) 前掲7書、147頁。

29) 前掲7書、131頁。

30) 関野房夫著「中華民國教育事情」（昭和18年）、育英書院、51～64頁。

31) 前掲26書、68頁、70頁。前掲7書、118頁、153頁。

32) 前掲7書、166頁。

33) 日華事変中、華北かいらい政権（臨時政府および華北政務委員会）と表裏一体の関係にあった

民衆団体、正しくは中華民国新民会。満州国の協和会、日本の大政翼賛会のごときもの。

(34) 前掲⁽²⁶⁾書, 136~141頁。

(35) 華北政務委員会編「二周年紀念華北政務委員会施政紀要」(民国31年—1942年), 華北政務委員会, 北京特別市公署9頁, 天津特別市公署13頁, 青島特別市公署19頁。

(36) 朝日新聞社編「朝日運動年鑑—昭和15年—」(昭和15年), 朝日新聞社。

(37) 前掲⁽²⁶⁾書, 165頁。

(38) 朝日新聞社編「朝日運動年鑑—昭和18年—」(昭和18年), 朝日新聞社。

6. 中国共産党治下の体育とスポーツ

(1) 中華ソビエト共和国臨時政府

中華ソビエト共和国臨時政府の教育は、「中華ソビエト共和国小学校制度暫時条令」, 「小学課程教則大綱」によって定められていた。学制は5年制で, 前期(初級小学校)3年, 後期(高級小学校)2年であったが, 一部には4・2制のところもあった。小学校は必ずしも全日制ではなく, 半日学校もあり, また二部教授の学校も多かった。

初級小学校の教科課程は国語, 算術, 遊芸(遊戯・芸術)の3科で, 芸術教育が注目され, 高級小学校では国語, 算術, 社会常識, 科学常識, 遊芸の5科であり, 遊芸科は音楽, 図画, 遊戯, 体育をふくんでいた。中学校については何も定めていなかった。

⁽³⁹⁾ソビエト区は国民党軍の反覆攻撃にさらされながら住民の生存維持をささえる生産闘争に明けくれていた。このような環境下にあっては通念上の教育を考えることは不可能であり, 校具, 用具も十分に整えることは出来なかった。

各教科の内容については明らかにされていないが, 伝えられているところによると, 1932年から33年ごろソビエト区の子供達の間で流行していたのは, 踢毬⁽⁴⁰⁾児, わたボールであったといわれている。また, 学校の体育用具としては樹の枝で跳び箱をつくったり, 繩のブランコを大枝にぶらさげたりしていた, といわれている。体育の授業はこれらのものを使用して行なわれていたと考えられる。⁽⁴²⁾また, 小学校卒業の学歴を有する者が授業を担当していたといわれているので, 素養の点からも十分な体育の授業は実施出来なかったのではないだろうか。⁽⁴³⁾

スポーツについては, 1938年10月延安での六中全会で行なった毛沢東の演説に体育運動を組織化するようにとあるので, 中華ソビエト共和国臨時政府時代から体育とスポーツが奨励されていたことが推察出来るが, 資料がなく, どのような種目をどのような方法で行なっていたかについては明らかではない。しかし, 「China's Sports」には1933年5月30日に中華ソビエト区で5・30事件を記念した競技会が行なわれたとの記事があり, サッカーとバレーボールの優勝チームと紅軍の運動会の写真が掲載されているので何らかのものが行なわれており, 競技会が開催されていたことはたしかである。⁽⁴⁵⁾

国共内戦の激化から中国各地は戦場となり一時は教育どころではなかったが、共産軍が頽勢を挽回して東北（満州）を解放してから教育に手を付けたのである。

1949年6月15日に華北人民政府は「華北区小学教育暫行実施辦法」を公布し、華北の解放区の小学校教育の規定を定めた。それによると小学校の学制は暫定的に4・2制とし、初級小学校(4年)は単独で設立出来るが、高級小学校(2年)は初級小学校に併設するのを原則とするが、やむをえない場合には単独で設立出来るとしている。また、初級小学校においては貧困な子弟を入学させるために、二部制、半日制、巡回小学校、季節小学校の制度の辦法を講じても良いとしており、画一的な修業年限を定めなくても良いとしている。各学校の毎週の授業時数は別表の通りである。

体育の授業は高級小学校と全日制の初級小学校では実施されていたが、二部制、半日制の初級小学校では実施されていなかった。また、体育を除く外は班別の教育と定めていたので、体育については学年を合併した授業が認められていたのであろう。

授業時間の外に毎日課業前か課業の間に15分～20分全員で体操と集団遊戯を行なうとしている。

「華北区小学教育実施暫行辦法」には小学校の課程標準は別に定めるとして体育の授業内容については触れていない。

体育の授業内容については資料が入手出来ず不明であるが、1949年6月30日華北人民政府から公布された「華北区小学教師服務暫行規程」に教員採用の最低の規準として、初級小学校は高級小学校卒業者でかつて教員であった者、または2年以上革命工作に従事した者(第7条)。高級小学校は初級中学校卒業者または初級中学校に在籍した者でかつて教員であった者か1年以上革命工作に従事した者(第9条)。となっており、また、教員の不足する地域では第7条の規定に関係なく必要により人民政府の認めた者(第8条)。となっている。これらの規定からすると、教員の質からして十分な体育の授業が実施出来たかどうか疑問がもたれる。また、解放区は戦場となっていた所なので施設、用具も十分にはなかったのであろう。

科 目	高級 小学	初 級 小 学	
		全 日 制	半 日 制・ 二 部 制
	五・ 六 年	三・ 四 年	三・ 四 年
国 語	八	一 八 二	一 八 二
算 術	五	六 四	六 六
珠 算	一	二	二
常 識		四	四
自 然	二		
衛 生	二		
地 理	二		
歴 史	三		
政 治 常 識	一		
体 育	二	三 四	
唱 歌	一		二 二
図 画	一	一 一	
手 工	一	一 一	
総 計	二 九	二 五 二	二 三 〇
備 考	一時間45分授業		

華北以外の解放区では学校教育の規定を定めないうちに中華人民共和国が成立して解放区の時期は終了するのである。

解放区の時期は辺区の時期と異なり小康を保つということはなく、共産党は国民党との戦闘に明け暮れていた時代であり、総てを戦争に注ぎ込み、軍隊の大動員を行なっていた時期でもある。このような状況下にあってはレクリエーションとしてスポーツを行なうことはあったであろうが、競技会の開催ということは不可能であった。先日まで国共両軍による戦闘の行なわれていた所が共産党の治下に入り解放区となっても用具もなく、すぐに競技会を開催するということは無理なことである。資料もまったく見当らない。これらのことから推察すれば、解放区ではレクリエーションとしてスポーツは行なわれていたであろうが、競技会を開催するという事などはとうてい不可能であったろう。

注 (39) 前掲(12)書, 131~132頁。

(40) 踢毬兒または踢毬子, 錢形の皮を下に敷きその上に銅錢または鉛や錫を置き, その上に鷺または鶏の羽をたばねて皮で縛った一種のはね。これを足で蹴上げて遊ぶ。

(41) 棉花をつむ手伝いをして棉をもらい, それを丸くまるめてボール状にしたものをいう。

(42) 前掲(15)書, 147~148頁。

(43) 前掲(15)書, 148頁。

(44) 教育学テキスト講座第4巻「東洋教育史」(昭和33年), 御茶の水書房, 36頁。

(45) 「China's Sports」中国国際書店, 1965年第2号18頁。

(46) 前掲(12)書, 173~176頁。

(47) 前掲(12)書, 175頁。

(48) 前掲(17)。

(49) 前掲(12)書, 172~174頁。

(50) 前掲(12)書, 179頁。

(51) 新体育社編「新体育」人民体育出版社(北京), 1959年第13期号~1960年第1期号。

(52) エドガー・スノウ著, 宇佐美誠次郎訳「中国の赤い星」(昭和39年), 筑摩書房, 81頁, 212頁, 219~221頁。

(53) 前掲(45)書, 1965年第4号, 10~11頁。

(54) 前掲(21)書, 905~906頁。

(55) 前掲(21)書, 907頁。

7. む す び

(1) 日本占領下

1937年7月7日に日華事変が起こり, 日本軍は7月末に北京・天津を占領し, 8月には上海に進撃した。日本軍の進撃は急でその後も各地の占領が続いた。日本軍に追われた国民政府は南京から漢口(1937年12月)へ, ついで重慶(1938年10月)へと逃れた。

国民政府の奥地への移転にともない, 日本占領下の華北には北京に1937年12月14日に臨時政

府が、華中には1938年3月28日に維新政府が成立した。しかしこれらは完全な日本軍のかいらいで、まったく無力な存在であった。1938年12月に汪兆銘を重慶から脱出させ、彼を主班とする国民政府を1940年3月に南京に成立させ、臨時・維新の両政府を統一した。しかしこれも完全な日本のかいらい政権であった。

日本は9の省を占領していたが、全省をその勢力下に入れていたのではなく、僅かに大都市を含む点と線を占領したか、省の一部を占領していたにすぎなかった。

太平洋戦争において日本が守勢にたった1942年後半からその頽勢を挽回するために中国から優秀兵団の南方への抽出が続き、それにとまう日本の兵力の低下は占領地、点と線の確保も困難となり、日本軍の勢力の後退した所には共産党が進出していった。

学校教育は為政者の方針によって変更されるものである。日本占領下に成立した2つのかいらい政権はともに新たな教育方針を打ち出し、国民党の党化排日教育を排撃した。戦乱により荒廃した学校の復旧に努めたが容易ではなかった。

1940年3月に成立したかいらいの汪政権は反共和平を教育の方針とし教育の充実を計ったが、意の如く進まなかった。日本の占領下に入った地域の大学、専門学校はほとんど奥地に移転したためにそれに代る大学、専門学校をいくつか設立した。その中には体育教員養成の学校も含まれていた。

かいらい政権はいずれも体育の授業について新たな指導方針を決定したが、授業時数は国民政府時代と大差はなかった。臨時・維新両政府は軍事教育を廃止したが、汪政権は中学校以上の学校に軍事教育を復活した。

中国の体育団体は総て奥地に移転したために日本占領下に新たに体育団体が設立された。体育団体はその事業として競技会の開催をあげているので、競技会の開催されたことはたしかであるが資料不足から詳細は不明である。しかし、かなりの指導者が奥地に移ってしまっているので、開催されたとしても低調なものであったと考えられる。また、1942年以後は日本の兵力の抽出から治安が悪化し、競技会の開催も次第に不可能になっていった。

華北体育大会は1940年、1941年、1942年の3回開催され、華北都市交驩競技会は1941年に1回開催されている。かいらい政権の対外競技は日本とかいらいの満州国との間でのみ1939年、1940年、1942年の3回行なわれた。

(2) 中国共産党治下

1927年7月に第1次国共合作を解消して国民党と袂を分かった中国共産党は、軍隊を組織し各地にソビエト政権をもつにいたった。1931年11月にはこれを統一的な国家組織に結成し、江西省瑞金に中華ソビエト共和国臨時政府を樹立した。

国民党はソビエト区に1930年より数次にわたる攻撃を行なったが、共産党は1934年10月からの第5次攻撃を支えきれず瑞金を捨て移動を開始し1935年10月に陝西省北部に新首都を定めた。

1937年7月に日華事変が起こると第2次国共合作が成立しソビエト区は辺区となり辺区政府が成立した。共産党勢力の発展は国民党に不安を与え、辺区を包囲下においていた。また、日本軍の共産党地区に対する攻撃で大きな損害を受けたが、共産党は困難を乗り越えて党の強化発展と拡大に努め、その支配地域を拡大していった。

太平洋戦争終結後、旧日本軍の支配地域の接收をめぐる国民党と共産党の争いが激化したがアメリカの調停で国共の停戦が成立した。しかし、1946年3月以降両者の関係は再び悪化し、1947年3月に米国の調停打切りと共に両者は全面戦争に突入した。

初めは国民党軍が優勢で延安も陥落したが、1947年後半からは形勢が逆となり、共産軍は次第に各地を占領し解放区を樹立してゆき、1949年10月1日に中華人民共和国が成立し、国民党は同年12月9日台湾に逃れた。

中国共産党の教育方針は思想改造であり、この方針は力強く押し進められていった。

1930年の全国平均の就学率は20%であったが、共産党が根拠地を置いた地域は経済的に恵まれない地域であり就学率は全国平均以下であった。

中華ソビエト共和国臨時政府も教育に力を入れ多くの学校を設立し、1934年1月に教育制度を確立したが、同年11月に移動を開始するので完全に実施するにはいたらなかった。

学校において体育の授業を実施していたが、国民党の包囲下にあったので施設、用具も不足し、手造りの体育用具を使用して授業を行っていたが教科の内容は不明である。

中華ソビエト共和国臨時政府は体育・スポーツを奨励していたので、スポーツが行なわれていたであろうと推察出来るが、資料がなく不明である。現存する資料から、1933年5月30日にサッカー、バレーボールを始めとして各種の競技会が行なわれているので、何らかのスポーツを行っていたことはたしかである。

辺区の教育政策は始めは旧ソビエト区のを受けついでが、後に学校法を定めて方針を確立したが、1943年からは地域の現実に直結した教育を行なうように改められた。

辺区政府は教育に力を注いだので、1940年の小学校数は1935年の10倍、児童数は20倍となったが、ほとんどが4年制の小学校であった。中学校は1校が6校と増加し、教員養成の学校も設立された。

辺区政府の学校法によると小学校では体育を実施することになっていたが、中学校の教科には体育を含んでいなかった。1943年以後は各地の父母と教師の創意にゆだねる教育となったので体育の授業内容も地域により異なるようになった。

日本占領下・中国共産党治下における中国の体育とスポーツ

辺区政府の実情を紹介した本にスポーツが盛んに行われていたとの記述があるので、レクリエーションとしてスポーツが行なわれていたことはたしかである。また、現存の資料から1942年9月1日に延安で陸上競技、バスケットボール等の競技会が行なわれているが、それが定期的に行なわれていたかについては明らかではない。しかし、辺区で競技会が開催されていたことはたしかである。

解放区は国共内戦の結果共産党の支配下に入った地域であるので、設立の初期には教育どころではなかった。解放区で教育のための会議が行なわれたのは1947年8月に東北人民政府が最初であり、華北人民政府（1948年8月成立）は1949年5月に会議を開き、小学校教育の規定と小学校教員に関する規定を定めた。

華北人民政府の規定では全日制の小学校は週1～2年体育・唱歌4時間、3～4年体育・唱歌3時間、5～6年体育2時間と定めていたが、二部制、半日制の小学校には体育の授業はなかった。また、この規定には授業内容には触れていない。

華北以外の解放区では教育についての規定を定めないうちに中華人民共和国が成立して解放区の時期は終了してしまった。

解放区の時期は共産党は国民党との戦闘に明け暮れていた時代であり、総てを戦争に注ぎ込み、軍隊の大動員を行っていた。このような状況下では競技会の開催は不可能であった。

（昭和51年10月30日）

〔附 記〕 本稿は昭和51年度慶應義塾学事振興資金による研究である。